

社会福祉法人 埼玉療育友の会 定款施行細則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人埼玉療育友の会（以下「友の会」という。）定款（昭和40年3月16日施行）第35条の規定により、友の会の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会及び評議員会

(議決事項)

第2条 理事会で決定すべき友の会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 友の会の運営に関する規則等の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (11) 寄附金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (13) 事業経営の拡大、転換又は廃止
- (14) 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (15) その他友の会の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき友の会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 友の会定款第9条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第4条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第6条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

4 作成した議事録は、次回の理事会で各理事に供覧するものとする。

(欠席理事への報告)

第7条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

(評議員会)

第8条 評議員会には、第3条から前条までの規定を準用するものとする。この場合において、第3条から前条までの規定中「理事会」を評議員会と、「理事」を評議員と読み替えるものとする。

第3章 監 事

(監査の実施)

第9条 友の会定款第11条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、友の会の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第10条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するものとする。

第4章 役員等の選任

(役員・評議員の改選)

第11条 理事長は、役員任期満了直前の評議員会において、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、評議員任期満了直前の理事会において、次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

3 理事長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に、成年被後見人又は被保佐人でないことの証明書、宣誓書及び履歴

書の提出を求めるものとする。また評議員については、履歴書及び就任承諾書の提出を求めるものとする。

4 理事長は、選任された役員及び評議員に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第12条 役員及び評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(役員・評議員の欠員補充)

第13条 役員及び評議員に欠員が生じた場合には、速やかに補充選任を行うものとする。

(役員・評議員名簿)

第14条 理事長は、役員及び評議員の選任後速やかに役員名簿及び評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第5章 事務の専決

(事務の専決)

第15条 友の会の専決事項は、社会福祉法人埼玉療育友の会理事長専決規程（平成11年8月7日施行）、社会福祉法人埼玉療育友の会常務理事の職務及び決裁に関する要綱（平成27年4月1日施行）及び社会福祉法人埼玉療育友の会施設長の決裁に関する要綱（平成27年4月1日施行）の定めるとおりとする。

(専決の報告)

第16条 理事長は、常務理事及び施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項について、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。